## 第6編 商業統計調査

- 注) 大阪市の独自集計結果を掲載しており、経済産業省の公表値とは異なる場合がある。
- 第21表:1)「年間商品販売額」は、単位未満四捨五入のため総数と内訳の合計は一致しない場合がある。
  - : 2) 日本標準産業分類の改定及び調査設計の変更に伴い、平成 26 年の結果 と平成 19 年以前の結果は接続しない。
- 第22表:3) 平成11年調査は簡易調査であり、事業所の補足を行っているため、平成9年 以前と単純に比較できない。
  - 4) 注 1) 3)
  - 5) 日本標準産業分類の改訂について

平成5年10月の日本標準産業分類の改訂に伴い、平成6年調査より改訂後の 産業分類による集計となっているが、本表では平成3年の結果についても平成5 年10月の産業分類に組み替えて表章している。

なお、旧産業分類では、商品分類上の「家庭用電気事務機械器具」「家庭用事 務機械器具(家電を除く)」「建築材料」にあたる商品を小売する場合、その事 務所は卸売業として集計されていたが、平成 5 年改訂の産業分類では小売業と して集計されることになった。

したがって、卸売業・小売業別集計においては、昭和 63 年以前と平成 3 年以 降では時系列上の整合性はない。

また平成14年10月の日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年調査より新産業分類による集計となっているが、それまで小分類であった「代理商、仲立業」は「5497 代理商、仲立業(細分類)」となり、「549 他に分類されない卸売業」の一部として表章している。

6) 産業(小分類・中分類)の正式名称は以下のとおりである。

昭和 35 年~63 年 平成 3~11 年 平成 14 年

〈卸売業(小分類)〉 〈卸売業(小分類)〉 〈卸売業(小分類)〉

491 各種商品卸売業 481 各種商品卸売業 491 各種商品卸売業

501 繊維品卸売業 491 繊維品卸売業 501 繊維品卸売業

(衣服,身の回り品を除く) (衣服,身の回り品を除く) (衣服,身の回り品を除く)

502 化学製品卸売業 492 衣服、身の回り品卸売業 502 衣服、身の回り品卸売業

503 鉱物・金属材料卸売業 501 農畜産物・水産物卸売業 511 農畜産物・水産物卸売業

504 機械器具卸売業 502 食料・飲料卸売業 512 食料・飲料卸売業

505 建築材料卸売業	511 建築材料卸売業	521 建築材料卸売業
506 再生資源卸売業	512 化学製品卸売業	522 化学製品卸売業
511 衣服・身の回り品卸売業	513 鉱物·金属材料卸売業	523 鉱物·金属材料卸売業
512 農畜産物・水産物卸売業	514 再生資源卸売業	524 再生資源卸売業
513 食料・飲料卸売業	521 一般機械器具卸売業	531 一般機械器具卸売業
514 医薬品・化粧品卸売業	522 自動車卸売業	532 自動車卸売業
515 家具・建具・じゅう器等卸売業	523 電気機械器具卸売業	533 電気機械器具卸売業
519 その他の卸売業	529 その他の機械器具卸売業	539 その他の機械器具卸売業
521 代理商・仲立業	531 家具・建具・じゅう器等卸売業	541 家具・建具・じゅう器等卸売業
	532 医薬品・化粧品等卸売業	542 医薬品·化粧品等卸売業
	533 代理商、仲立業	549 他に分類されない卸売業
	539 他に分類されない卸売業	

〈小売業(中分類)〉 〈小売業 (中分類)〉 〈小売業(中分類)〉

53 各種商品小売業

54 各種商品小売業

54 織物・衣服・身の回り品小売業 55 織物・衣服・身の回り品小売業

56 織物・衣服・身の回り品小売業

55 飲食料品小売業

56 飲食料品小売業

57 飲食料品小売業

55 各種商品小売業

56 自動車・自転車小売業 57 自動車・自転車小売業

58 自動車・自転車小売業

57 家具・建具・じゅう器小売業 58 家具・じゅう器・家庭用機槻器具小売業 59 家具・じゅう器・機械器具小売業

58 その他の小売業

59 その他の小売業

60 その他の小売業

## 第23表:7)注 1) 3)

- 8) 「販売額」は「年間商品販売額」である。
- 9) 昭和54年、57年「飲食店」の「従業者数」「年間商品販売額」は、「丙の2 調査」の対象となる飲食店を除く数値である。

「丙の2調査」の対象:産業分類「602バー,キャバレー,ナイトクラ ブ」及び「603酒場,ビヤホール」

- 10) 昭和60年欄の「飲食店」の数値は、61年調査の結果である。なお、平成元 年以降は、調査年次ごとに掲載した。
- 11) 昭和61年の「飲食店」調査以降、「丙の2調査」及び「601料亭」は調査対 象から除外されている。
- 12) 注 2)